

# 動物検疫に係る輸入禁止品 の輸入手続について

平成26年11月13日

農林水産省動物検疫所門司支所

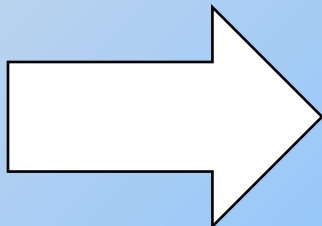
福田 雅義

# 家畜に伝染性疾病をひろげるおそれのある以下のものは輸入を禁止している

- ・ 監視伝染病等の病原体

〔家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病、届出伝染病及び家畜の伝染性  
疾病の病原体であって既に知られているもの以外のもの〕

- ・ 輸入禁止地域から持ち込まれる動物、  
動物の肉・臓器・血液・糞等
- ・ 輸入禁止地域から持ち込まれる穀物のわらや飼料用の乾草



ただし、学術研究等の理由で許可を受けると輸入が可能

# 農林水産大臣の許可を 受け輸入されたもの(例)

- インフルエンザウィルス等の病原体
- 偶蹄類動物(展示用・品種改良用)
- 試験研究用の肉・臓器・血液
- 稲わら・トウモロコシ茎葉

# 家畜伝染病予防法に基づく 禁止品の輸入許可手続

禁止品輸入許可申請書・実験計画書等の提出  
(禁止品の種類、数量、仕出国、実験内容、管理・保管場所等)

禁止品を輸入  
して実験した  
いのですが。



輸入者

- ・ 手続の説明・指導
- ・ 書類審査
- ・ 管理場所の現地調査
- ・ 管理・保管等に関する指示



指令書・輸入許可書の発行  
(事務処理期間：2ヶ月程度)

農林水産省動物検疫所  
企画管理部企画調整課  
TEL No. : 045-751-5923

# 輸入許可後の留意点

## 【輸送】

- ・運送容器は禁止品が散逸しないものを使用  
(感染性物質の輸送規則に関するガイダンス(WHO)に準拠すること)
- ・輸入品のあて先は、動物検疫所〇〇支所  
(〇〇県〇〇市〇〇空港内)気付とする

## 【報告】

- ・禁止品の管理場所到着報告
- ・禁止品の管理状況を毎年3月31日までに報告
- ・輸入を取りやめた場合、許可書は返納

# 輸入許可後の留意点

## 【管理】

- ・管理・保管場所、実験計画書等、申請内容に変更がある場合、事前に許可を得る
- ・管理・保管は申請通りに必ず実施
- ・許可無く、禁止品を分与しない
- ・抜き打ちでの管理場所立ち入り調査に協力

# 病原体の輸入について

- 監視伝染病等の病原体

（家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病、届出伝染病及び家畜の伝染性疾病の病原体であって既に知られているもの以外のもの）

許可必要

- 監視伝染病以外の既に知られている家畜の伝染性疾病の病原体  
（農林水産省告示に掲載）

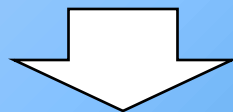
届出必要

- 家畜の伝染性疾病以外の病原体

申請不要

# 動物検疫が必要ないもの(例)

- ・実験動物としてよく使われるマウス、ラット、モルモット、カエル、メダカ、ショウジョウバエ
  - ・米、麦、トウモロコシ、りんご等の種子・実類
  - ・モミガラ、ソバガラ等の種子等の殻
  - ・サイレージ
- .....等



**他の法令の確認を必ず実施**

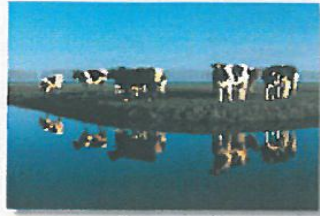


# 動物検疫所 (http://www.maff.go.jp/aqs/)

農林水産省トップへ

動物検疫とは | 動物の輸出入 | 畜産物の輸出入 | ペットの輸出入 | 水産動物の輸入

文字の大きさ・色を変えるには | English | このサイトの使い方 | サイトマップ



STOP 輸出入停止情報

海外旅行に行く前に  
肉製品のおみやげについて

海外旅行から帰国したら  
～靴底消毒などのお願い～

ペットの輸出入

動物検疫システム  
NACCS (動物検疫関連業務)

畜産物輸出入

動物輸出入

水産動物輸入

わら・乾草の輸入

試験研究材料の持ち込み  
(大学・研究機関等の皆様へ)

検疫探知犬

広報キャンペーン

パンフレット

東京電力福島第一原子力発電所事故による農畜水産物等への影響  
～関係府省等のサイトへのポータル～

韓国で口蹄疫が発生しました！！  
水際対策を強化していますので、  
ご協力をお願いします！！

- 韓国から日本向けに輸出される偶蹄類動物の肉等の加熱処理施設一覧を更新しました(10月1日) **New**
- 中国から日本向けに輸出される家きん肉等の加熱処理施設一覧を更新しました(9月26日) **New**
- 米国から日本向けに輸出される豚精液の家畜衛生条件が改正(追加)されました(9月24日) **New**
- カタール向けに輸出される牛肉の認定施設一覧が掲載されました(9月24日) **New**
- タイ向けに輸出される牛肉の認定施設一覧を更新しました(9月19日) **New**
- 米国から日本向けに輸出される家きん肉由来ペットフードの家畜衛生条件が改正されました(9月17日)
- 米国から日本向けに輸出されるペットフード原料用鶏肝臓粉の家畜衛生条件が改正されました(9月17日)
- 香港向けに輸出される豚肉及び家きん肉の選定施設一覧を更新しました(9月17日)
- 米国カリフォルニア州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置が解除されました(9月16日)
- ベトナム向けに輸出される牛肉及び豚肉の認定処理施設一覧を更新しました(9月12日)
- タイ向けに輸出される牛肉の認定施設一覧を更新しました(9月10日)
- 香港向けに輸出される豚肉及び家きん肉の選定施設一覧を更新しました(9月2日)
- 米国ニュージャージー州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入が停止されました(8月28日)
- 香港向けに輸出される殻付き家きん卵の取扱施設一覧を更新しました(8月28日)

## 動物検疫所案内

- 田 組織の概要
  - 所在地一覧
  - 広報資料
  - 採用情報
  - 調達情報・入札公告

## 関係法令

- 家畜伝染病予防法
- 狂犬病予防法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 水産資源保護法
- 輸出入の家畜衛生条件
- 通知一覧

## 手続き案内

電子手続きをする方

- NACCS(動物検疫関連業務)
- 電子政府の総合窓口(e-Gov)

書類で手続きをする方

- 申請書・届出書様式

## 動物検疫統計

## 農林水産省情報

## ご意見・ご質問

## リンク集

植物防疫所

# 監視伝染病(家畜伝染病:28疾病)

- 牛疫
- 牛肺疫
- 口蹄疫
- 流行性脳炎
- 狂犬病
- 水胞性口炎
- リフトバレー熱
- 炭疽
- 出血性敗血症
- ブルセラ病
- 結核病
- ヨーネ病
- ピロプラズマ病
- アナプラズマ病
- 伝達性海綿状脳症
- 鼻疽
- 馬伝染性貧血
- アフリカ馬疫
- 小反芻獣疫
- 豚コレラ
- アフリカ豚コレラ
- 豚水胞病
- 家きんコレラ
- 高病原性鳥インフルエンザ
- 低病原性鳥インフルエンザ
- ニューカッスル病(高病原性)
- 家きんサルモネラ感染症
- 腐蛆病



# 監視伝染病(届出伝染病:71疾病・その1)

- ブルータング
- アカバネ病
- 悪性カタル熱
- チュウザン病
- ランピースキン病
- 牛ウイルス性下痢・粘膜病
- 牛伝染性鼻気管炎
- 牛白血病
- アイノウイルス感染症
- イバラキ病
- 牛丘疹性口炎
- 牛流行熱
- 類鼻疽
- 破傷風
- 気腫疽
- レプトスピラ症
- サルモネラ症
- 牛カンピロバクター症
- トリパノソーマ病
- トリコモナス病
- ネオスポラ症
- 牛バエ幼虫症
- ニパウイルス感染症
- 馬インフルエンザ
- 馬ウイルス性動脈炎
- 馬鼻肺炎
- 馬モルビリウイルス肺炎

# 監視伝染病(届出伝染病・その2)

- 馬痘
- 野兔病
- 馬伝染性子宮炎
- 馬パラチフス
- 仮性皮炎
- 伝染性膿疱性皮膚炎
- ナイロビ羊病
- 羊痘
- マエディ・ビスナ
- 伝染性無乳症
- 流行性羊流産
- トキソプラズマ病
- 疥癬
- 山羊痘
- 山羊関節炎・脳脊髄炎
- 山羊伝染性胸膜肺炎
- オーエスキー病
- 伝染性胃腸炎
- 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎
- 豚繁殖・呼吸障害症候群
- 豚水疱疹
- 豚流行性下痢
- 萎縮性鼻炎
- 豚丹毒
- 豚赤痢

# 監視伝染病(届出伝染病・その3)

- 鳥インフルエンザ
- 低病原性ニューカッスル病
- 鶏痘
- マレック病
- 伝染性気管支炎
- 伝染性喉頭気管炎
- 伝染性ファブリキウス嚢病
- 鶏白血病
- 鶏結核病
- 鶏マイコプラズマ病
- ロイコチトゾーン病
- あひる肝炎
- あひるウイルス性腸炎
- 兎ウイルス性出血病
- 兎粘液腫
- バロア病
- チョーク病
- アカリンダニ症
- ノゼマ病